

第1章 輸出事前確認

○ 本章のポイント

この章では農林水産物・食品を輸出するために必要な動植物検疫をはじめとする手続きについて述べている。また、輸入者のために必要な輸出者側が提出しなければならない書類や情報についても述べている。これらの書類や情報を取得して、輸入者に送らねばならない。

本章は、以下の3つで構成されている。

- I. 日本の輸出規制
- II. タイの輸入規制
- III. タイの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

I. 日本の輸出規制

日本から輸出する際は、動植物検疫等をはじめとし、輸出制限のかかっている品目があるので、それらの品目の紹介と申請官庁、申請の仕方を解説する。

II. タイの輸入規制

タイでは、農水産物・食品については、原則的に輸入ができない品目がある。本章を読み、あらかじめ「この品目は輸出できるのだろうか」というチェックに利用いただけたらと思う。

III. タイの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続

Iで日本国の輸出制限、IIでタイの輸入可否で制限を受けないものは、タイでの輸入が可能となる。

ただし、動植物検疫や食品の安全性の観点から輸入時の審査が必要となる。

所轄官庁への輸入申請は、タイの輸入者が行うが、申請には日本輸出者側が用意しなければならない書類や情報がある。これを解説しているのが当パートである。この情報をあらかじめ提供できれば、輸入でのトラブルが少なくなる。タイの輸入者から「この情報がほしい」と求められる前に、あらかじめ準備しておく配慮が望まれる。

I. 日本の輸出規制

日本は、現在輸出は原則自由で、基本的には規制をかけていない。しかし、例外的に『外国為替及び外国貿易法』（略称外為法）や『輸出貿易管理令』といった法令に基づき、農林水産物およびその加工食品について、輸出通関の前に許可または承認を受けなければならない品目がある（【表 1－1】）。

【表 1－1】輸出許可または承認が必要な品目および管轄官庁

具体的品目	管轄官庁	法令
ふすま、こめぬか、魚粉・魚かす、配合飼料、はっかの種子・苗、しいたけの雑菌、からまつの種子せん、かば、ならの丸太（そま角および最小横断面における丸身が30%以上の製材を含む）、うなぎの稚魚、冷凍あさり・はまぐり・いがい、希少野生動植物及びその卵、種子、はくせい、加工品、それらから派生したもの	経済産業省貿易協力局貿易管理部安全保障貿易審査化貿易管理課	・外国為替及び外国貿易法 ・輸出貿易管理令
天然記念物（原則輸出禁止）	文化庁文化財部伝統文化課	文化財保護法第44条
鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵など（鳥類：おしどり、やまどり、ひばり、つぐみ 哺乳類：たぬき、きつね、いたち）	環境省自然局野生生物課	鳥獣の保護、狩猟の適正化に関する法律
麻薬、向精神薬、麻薬などの原料	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課	大麻及び向精神薬取締法
大麻草、大麻草製品		大麻取締法
あへん、けしががら		あへん法
麻薬、向精神薬、麻薬などの原料		覚せい剤取締法
犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	農林水産省消費・安全局衛生管理課	狂犬病予防法
偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、うずら、がちょう、蜜蜂、ソーセージ、ハム、ベーコンなど		家畜伝染病予防法
顕花植物、しだ類またはたせんたい類に属する植物、有害植物（細菌、寄生植物など）、有害動物（昆虫、ダニなど）	農林水産省消費・安全局植物防疫課	植物検疫法

出所：『関税六法』、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）

さらに、絶滅のおそれのある野生動植物を保護する名目で定められた国際条約（『ワシントン条約』）に基づいて、輸出許可証の取得が必要となる品目がある（P.3【表 1－2】）。

【表１－２】ワシントン条約により輸出が規制されている主な品目

項目	内容
生きている動物	ヒグマ、カメ、アフリカ象、ピラルクー、ホグアイランドホア
漢方薬	熊肝、牛黄清心丸、虎加工品
象牙・同製品	象牙、象牙彫刻品
毛皮・敷物	オオカミ毛皮、チンチラ毛皮、トラの毛皮の敷物、ヒョ皮敷物
皮革製品	テグトカゲ革製紳士靴、アミメニシキヘビ革製ブーツ
ハンドバック・ベルト・財布など	インドゾウ革製バッグ、オオトカゲ革製ハンドバッグ、アミメニシキヘビ革製ベルト、各種ワニ革製バッグ、ダチョウ革製ウエストポーチ
はく製・標本	アオウミガメ、アカエリトリバネアゲハ、ウンビョウ、オオフクチョウ、ヒグマ、キングコブラ、センザンコウ、ノスリ、ハヤブサ、ヒョウ、ベンガルヤマネコ、アフリカライオン、ワニ
アクセサリ	タイマイのカンザシ、サンゴ＆ブラルクのウロコ製品、パナマメガネカイマン(ワニ)製ベルト付き時計
その他	胡弓、ミドリシサンゴ、オオシャコガイ、ゾウの足の腰掛、駝鳥の卵・製品、ヘゴ

出所：税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）

1. 経済産業省が管轄する品目の手続

『外国為替及び外国貿易法』や『輸出貿易管理令』で規制されている品目を輸出する場合は、経済産業省から輸出の許可・承認を受けなければならない。申請先は、経済産業省か税関（経済産業省から輸出承認の権限が税関に委任されている場合）である。

経済産業省あるいは税関が輸出（許可・承認）申請書および必要書類を点検し、申請書に許可・承認番号を付し、許可・承認の旨を記入し署名すれば、輸出許可・承認証となる。

（【図１－１】）

【図１－１】輸出（許可・承認）申請の流れ

業務の流れ	業務主体	申請官庁機関	説明事項
輸出(許可・承認)申請書の作成	輸出者またはその代理人		輸出について数量規制や品質規制が行われている貨物について、審査に必要な性能、主要材料、品質、品番などを記入する
輸出(許可・承認)申請		経済産業省または税関	
審査	経済産業省または税関		
許可または承認			『輸出承認証』(Export Licence; E/L)が発行される

税関が申請先になる場合は、函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司および長崎の 8 税関のほか沖縄地区税関が設置されているので、その税関長が申請先となる（【図 1－2】）。また税関支署（68 カ所）、税関出張所および税関支署出張所（127 カ所）があるので、それらの窓口で申請が受けられるかどうか、問い合わせが可能である。

【図 1－2】日本税関の分布

税関	住所	電話番号
函館税関	北海道函館市海岸町24-4 (函館港湾合同庁舎)	0138-40-4262
東京税関	東京都江東区青海2-56 (東京港湾合同庁舎)	03-3529-0700
横浜税関	神奈川県横浜市中区海岸通1-1	045-212-6000
名古屋税関	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-654-4100
大阪税関	大阪府大阪市港区築港4-10-3 (大阪港湾合同庁舎内)	06-6576-3001 ～5
神戸税関	兵庫県神戸市中央区新港町12-1	078-333-3100
門司税関	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10(門司港湾合同庁舎)	093-332-8372
長崎税関	長崎県長崎市出島町1-36	095-828-8619
沖縄地区税関	沖縄県那覇市通堂町4-17	098-863-0099

出所：税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）

2. 農林水産省が管轄する品目の手続(動物)

日本の家畜伝染病予防法、狂犬病予防法に該当するものは、輸出検疫を受けなければ輸出できない（【表 1－3】）。

【表 1－3】家畜伝染病予防法による輸出規制品

番号	品目		説明
①	動物および その死体	偶蹄類の動物および馬	これらの初生ひなであって、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港または飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。
		鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう	
		犬	
		みつばち	
		兎	
②	鶏、あひる、七面鳥、うずらおよびがちょうの卵		
③	①の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱および臓器		
④	①の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふんおよび尿		
⑤	①動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉		
⑥	③の物を原料とするソーセージ、ハムおよびベーコン		

注) 狂犬病予防法に該当するのは、犬、猫、あらいぐま、きつねおよびスカンク。

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ（http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan）

①生きている動物の場合

偶蹄類の動物および馬、またそれらの精液を輸出する場合には、輸出の 90 日前までに事前の届出または申請が必要である。輸出動物は、申請に基づき係留施設に収容し、係留施設に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、家畜防疫官により検査が行われる。検査は、採血等により標本を採取し、臨床・血清・微生物・理化学・病理学等獣医学の技術を駆使して行われる。

検査の結果、監視伝染病にかかっている動物、あるいは病原体をひろげるおそれのある動物については、返送または屠殺処分され焼却される。検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、『輸出検疫証明書』が交付される（P.6【図 1－3】）。

【図 1－3】 生きている動物の輸出検疫の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類およびその内容	提出先	根拠法令
輸出検査申請書提出 ↓ 動物の収容 ↓ 動物の係留検査 ↓ 係留延長・再検査 ↓ 結果 → 合格の場合 → 不合格の場合	輸出者またはその代理人 家畜防疫官	『輸出検査申請書』 (◆偶蹄類・馬を輸出しようとする場合には、輸出予定日の90日前までに) 申請に基づき係留施設に収容 係留施設に収容された動物は、規則に基づく期間係留され、検査が行われる。検査は、採血等により標本を採取し、臨床・血清・微生物・理化学・病理学等獣医学の技術を駆使して行われる。 検査の結果、監視伝染病にかかっているかその疑いのある動物等については、係留を延長して検査 検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合には、『輸出検疫証明書』が交付される 検査の結果、監視伝染病にかかっている動物、あるいは、病原体をひろげるおそれのある動物については、返送又は屠殺処分され焼却される	動物 検疫所 輸出者またはその代理人	『家畜伝染病 予防法』 第45条 『家畜伝染病 予防法』第36 条、第37条 『家畜伝染病 予防法』第40 条、第41条、 第45条 『家畜伝染病 予防法』第44 条、第45条

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

②畜産物等生きているものでない場合

輸出畜産物の検査は、家畜伝染予防法第 45 条に基づき検査が行われる。輸入国が輸出国に対し、家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない旨の証明を要求しているものも対象となる。

輸出者は『検疫証明書』を申請する場合、まず『輸出検査申請書』を動物検疫所に、次に検査対象物を動物検疫所あるいは家畜防疫官が指定する検査場所もしくは農林水産大臣が指定する検査場所のいずれかの場所に搬入する (P.8【表 1－4】)。

一般的に申請書類が十分であり、再検査がなければ、検査申請から検疫証明書発給までは 2～3 日である (P.7【図 1－4】)。

【図 1－4】輸出検疫の流れ（生きている動物以外）

業務の流れ	業務主体	必要とする書類及びその内容	提出先	根拠法令
輸出検査申請書提出		・『輸出検査申請書』 （◆偶蹄類・馬などは相手国に輸入しようとする日の120～90日までに） ・食肉衛生検査所発行の屠殺証明書あるいは取扱業者などの販売生産証明（牛、豚などの肉類、臓器類、皮類の場合） ・食鳥処理場の証明書など（家禽肉類、家禽加工品） ・販売証明書（レシート）（市販品の場合） ・輸入検疫証明書の写しなど（輸入したものの場合） ・その他家畜防疫官が検査に必要としている要求する書類 ※輸入国が要求している事項や、証明書様式などを説明する書類がある場合は、事前に家畜防疫官に相談 ※牛、豚、鶏等の生産された農場における伝染性疾患の発生状況の証明を求める場合がある。種類、証明の内容によって事前に地元の家畜保健衛生所から証明を受けなければならない場合がある	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第45条
商品の搬入		動物検疫所、家畜防疫官が指定する検査場所及び農林水産大臣が指定する検査場所のいずれがかに搬入		
書類審査		・検査申請書の記載事項 ・必要書類の添付の有無		『家畜伝染病予防法』第36条、第37条
検査				
現物検査 精密検査 消毒	動物検疫所	・動物検疫所、家畜防疫官の指定検査場所及び農林水産大臣の指定検査場所のいずれがで実施 ・必要な場合には、微生物学的、理化学的等の精密検査を実施 ・ホルマリンガス、塩素消毒、SK消毒など	動物検疫所	『家畜伝染病予防法』第40条、第41条、第45条
結果 合格の場合 不合格の場合		・日本の『輸出検疫証明書』 ・輸入国政府が指定した検査証明書 ・輸出不合格となった場合は、焼却、返却処分など	輸出者またはその代理人	『家畜伝染病予防法』第44条、第45条

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ（http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan）

【表 1－4】日本の動物検疫所リスト

所名	電話番号	住所
北海道出張所	0123-24-6080	千歳市美々 新千歳空港国際線ターミナルビル
仙台空港出張所	022-383-2302	名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル
東京出張所	03-3529-3021	東京都江東区青海 2-56 東京港湾合同庁舎
成田支所検疫第 1 課	0476-32-6664	成田市三里塚御料牧場1-1 第 1 旅客ターミナルビル
成田支所検疫第 2 課	0476-34-2342	成田市古込字古込 1-1 第 2 旅客ターミナルビル
成田支所検疫第 3 課	0476-32-6651	成田市三里塚大字天浪字西原254-1
成田支所検疫第 4 課	0476-32-6658	成田市三里塚大字天浪字西原254-1
羽田空港出張所	03-5756-4860	東京都大田区羽田空港3-4-4
横浜本所	045-751-5921	横浜市磯子区原町 11-1
新潟空港出張所	025-275-4565	新潟市松浜町 3710 新潟空港ターミナルビル
清水出張所	0543-53-5086	静岡市清水日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎
小松出張所	0761-24-1407	小松市浮柳町 小松空港内
中部空港支所	0569-38-8577	愛知県常滑市セントレア 1 丁目 1 番地 CIQ棟
名古屋出張所	052-651-0334	名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎
関西空港支所	0724-55-1956	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地 CIQ合同庁舎
大阪出張所	06-6575-3466	大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎
神戸支所	078-222-8990	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎
岡山空港出張所	086-294-4737	岡山市日応寺1277 岡山空港ターミナルビル
広島空港出張所	0848-86-8118	広島県豊田郡本郷町大字善入寺字平岩 64-31 広島空港国際線旅客ターミナルビル
小松島出張所	08853-2-2422	小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎
門司支所	093-321-1116	北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎
博多出張所	092-262-5285	福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎
福岡空港出張所	092-477-0080	福岡市博多区大字青木739番 福岡空港ビル
長崎空港出張所	0957-54-4505	大村市箕島町593 長崎空港ビル
鹿児島空港出張所	0995-43-9061	鹿児島県姶良郡隼人町嘉例川 1590-5
沖縄支所	098-861-4370	那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎
那覇空港出張所	098-857-4468	那覇市鏡水174 那覇空港合同庁舎

出所：農林水産省動物検疫所ホームページ (http://www.maff-aqs.go.jp/tetuzuki/index_3.htm#chikusan)

3. 農林水産省が管轄する品目の手続(植物)

輸入国の要請により、日本での植物検疫証明書の取得が義務付けられている品目がある。植物防疫所では、検査の申請があった植物について、相手国の植物検疫要求に従って検査を行い、相手国の要求に合致していることを確認した場合は、「植物検査合格証明書」を発給する（【図1－5】）。

植物の検疫については、

①栽培地検査が必要となるもの（品目そのものでなく、栽培地・生育状況まで経過観察を必要とするもの）

②品目ごとの検査のみを必要とするもの

の2つの種類がある。ただし、タイの場合は、①を要求されるものはない。

【図1－5】植物検疫の流れ

業務の流れ	業務主体	必要とする書類およびその内容	提出先
栽培地検査申請	輸出者または代理人	『栽培地検査申請書』	植物防疫所
検査 結果 合格の場合 不合格の場合	植物防疫所	『栽培地検査合格証明証』	輸出者または代理人
輸出検査申請	輸出者またはその代理人	『輸出検査申請書』 『栽培地検査合格証明証』	植物検疫所
輸出検査 ウイルス検定 消毒確認 結果 合格の場合 不合格	植物検疫所	植物検疫所または植物の所在地	
		輸出国の要求に適合している場合、合格証明書発行 輸出国の要求に適合しない場合、不合格	輸出者またはその代理人

注）タイの場合は、栽培地検査を必要とする品目はないので、「栽培地検査不要植物」のフローとなる。

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ（<http://www.pps.go.jp/faq/index.html>）

現在全国には 5 ヲ所の植物防疫所（横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所、那覇植物防疫事務所）が設置されており、さらにその下に支所が設けられている（【表 1－5】）。

【表 1－5】日本の植物防疫所リスト

事業所名	電話番号	住 所	管轄地域
横浜植物防疫所	横浜植物防疫所	045-211-7150 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、神奈川県、山梨県
	川崎出張所	044-288-3408 川崎市川崎区千鳥町12-3 川崎港湾合同庁舎内	
	札幌支所	011-852-1808 北海道札幌市豊平区羊が丘1	
	塩釜支所	022-362-6916 塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内	
	新潟支所	025-244-4401 新潟市竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎内	
	成田支所	0476-34-2350 成田市古込字古込1-1 成田国際空港 第2旅客ターミナルビル内	
	東京支所	03-3599-1136 東京都江東区青海2-56 東京港湾合同庁舎内	
名古屋植物防疫所	名古屋植物防疫所	052-651-0111 名古屋市中区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	中部空港支所	0569-38-8431 愛知県常滑市セントレア一丁目1番 中部空港CIQ庁舎内	
	伏木富山支所	0766-44-0954 高岡市伏木錦町11-15 伏木港湾合同庁舎内	
	清水支所	0543-52-3775 静岡市清水日の出町9-1 清水港湾合同庁舎内	
神戸植物防疫所	神戸植物防疫所	078-331-2806 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（下関市を除く）、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
	大阪支所	06-6571-0801 大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎内	
	関西空港支所	0724-55-9010 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 CIQ合同庁舎内	
	広島支所	082-251-5881 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎内	
門司植物防疫所	坂出支所	0877-46-4108 坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、下関市
	門司植物防疫所	093-321-1404 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内	
	福岡支所	092-291-2504 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内	
	鹿児島支所	099-222-1046 鹿児島市泉町18-2-33 鹿児島港湾合同庁舎内	
那覇植物防疫所	名瀬支所	0997-52-0459 名瀬市長浜町1-1 名瀬合同庁舎内	沖縄県
	那覇植物防疫事務所	098-868-0715 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内	

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/www/maff/local/syokubou.html>）

II. タイの輸入規制

もつとも、基本的な貿易業務を管轄する商業省の規定によれば、タイへの輸入品目は

- ①輸入禁止品目
- ②輸入制限品目（原則禁止品目と許可が必要な品目）
- ③輸入整理措置が必要となる品目
- ④課徴金が必要となる品目

があるが、農水産物で該当するのは②、③、④である。その他に

- ⑤特に防疫面から日本製品の輸入を禁止している品目
- がある。

1) 輸入制限品目

農作物に関しては「輸入禁止品目」はないものの、輸入制限品目のなかで①「原則輸入禁止品目」と ②「許可が必要な品目」の2つに分けることができる。

①原則輸入禁止品目

原則輸入禁止品目は、国内需給の悪化等の緊急事態が発生しないかぎり、輸入することができないと考えたほうが妥当である。

【表 1－6】原則輸入禁止品目

品目	原則禁止の理由	輸入割当制度の該当
米	国内経済の安全性と安定性のため	輸入割当制度に該当 割当ては法人でなければ受けられない
こしょう	農民保護	輸入割当制度にも該当
乾燥竜眼	国内産業保護	輸入割当制度にも該当

出所：タイ王国商務省外国貿易局編、ジェトロ・バンコクセンター仮訳

『タイの輸出入規制品目－輸出入規制品目一覧』ジェトロ・ビジネスサポートセンター（タイ）、2004 年。

②許可が必要な品目

「許可が必要な品目」は以下のものがある。多くの品目は、国内事情を鑑みて輸入を許可されるが、葉茶・ひき茶や乳等のように、輸入したら一定割合で国内製品の購買を義務付けられる品目もある。

また、多くの品目が輸入割当品の該当品目であり、年間に一定数量以上は輸入できず、その数量枠を持たない企業は輸入できない。

【表 1－7】許可が必要な品目

品目	条件	輸入割当 該当品	品目	条件	輸入割当 該当品
たまねぎ	数量が不足し価格が高騰したとき	○	大豆	場合に応じて	○
にんにく	数量が不足したときのみ	○	大豆油（精製したものも含む）	場合に応じて	○
たまねぎ種子	増殖のためのみ （農業共同組合省の意見が必要）	○	コーヒー豆（成分が含まれるもの）		○
じゃがいも（玉ものの生、冷凍）、	増殖のため栽培地域が承認した数量のみ	○	コーヒー製品		○
魚粉（淡白質60%以下のもの）	国内の生産・取引実態を鑑みて		葉茶 ひき茶	定められた比率で国内産を購入すること	○
ココナッツ	国内の生産・取引実態を鑑みて	○	脱脂粉乳	国内における乳汁の購入比率に基づく	○
ココナッツオイル	国内の生産・取引実態を鑑みて	○	乳汁 加工牛乳	定められた比率で国内産を購入すること	○
			ポーケオ（麻）	生産・国内需要に応じて	

出所：タイ王国商務省外国貿易局編、ジェトロ・バンコクセンター仮訳

『タイの輸出入規制品目－輸出入規制品目一覧』ジェトロ・ビジネスサポートセンター（タイ）、2004年。

③輸入整理措置が必要となる品目

「材木、加工材木、木製品」と「きはだまぐろ」があげられる。

このうち「材木、加工材木、木製品」は近隣諸国からの密輸入や資源保護を目的としたものであるので、日本からのものは非該当になる。「きはだまぐろ」は、水産局の許可が必要であるが、南方海域（東太平洋熱帯地域でとれたものでないこと）のものでないことが必要となる。

④課徴金が必要となる品目

農水産物では

- ・魚粉（たんぱく質が 60%以上のもの）
- ・飼料用とうもろこし
- ・大豆ののこりかす

の 3 品目に対して、通常の間税、消費税に加えて輸入課徴金が課せられる。そのため、輸入価格が高いものとなる。

⑤特に防疫面から日本製品の輸入を禁止しているもの

特に、検疫や食品安全の点で、日本からの輸入が禁止されている品目は次のようなものがあげられる。

【表 1－8】検疫や安全面での日本からの輸入禁止品目

大品目	具体的品目
農作物	生かんきつ類
水産物	なし
畜産物	牛、鶏

Ⅲ. タイの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前 業務・手続

輸出者は可能なかぎり、輸入者が必要となる書類や情報をあらかじめ理解し準備することが必要である。これらの情報伝達がうまくいけば、輸入者側も迅速に手続を終わらせることができ、スムーズに市場に投入できるし、ビジネスが好転していく。

輸入者側で検疫や通関が遅れるケースでは、輸出者からの情報に不備があることが原因であることが少なくないので、必要となる情報を把握している必要がある。

タイでの農水産品の輸入は、Ⅱで述べた制限に抵触するような品目を除けば自由に輸入可能である。

しかし、これらの品目は

- ・ 検疫の観点（病原体、害虫）
- ・ 安全性の問題

から農林水産省（検疫担当）と衛生保険省（食品衛生）の 2 つの役所が管轄しており、輸入するためには、定められた手続をとる必要がある。

輸入者が輸入手続を行うためには、輸出者側の情報が必要となる。特に、安全性の面から、きちんとした業者が適正な方法で食品を製造していることの証明が求められるので、輸出側が準備する必要がある。

1. 動物製品の手続

【表 1－9】日本からの輸出の可否と手続が必要なもの

輸出できないもの	輸出できるもの	動物検疫の輸出検査が必要なもの
牛肉 鶏肉	豚肉、鶏以外の家きん肉 皮（牛、豚）	偶蹄類（羊、豚）、アヒル、七面鳥、 うずら、がちょう、犬、ウサギ、み つばちの肉、骨、毛 加工品としてはソーセージ、ハム、 ベーコンも対象

現在、日本からは鶏肉（ただし、卵は可能）と牛肉は輸入禁止となっている（狂牛病および鳥インフルエンザの発生があったため）そのほかの豚や家禽類そのものおよびその製品は輸出可能である。ただし、動物の肉（その加工品：ベーコン、ハム、ソーセージ）は、日本で輸出する際に動物検疫を受ける必要があり、その証明書が輸入の際にも必要となる。

ポイント

- ・牛肉（BSE）、鶏肉（鶏インフルエンザ）はいまのところ輸出できません。
- ・動物製品は、日本での『動物検疫証明書』が必要となります。

加工品については、この後の「4. 加工品の手続」（P.19）を参照。

2. 植物製品(野菜・果物)の手続

【表 1－10】日本からの輸出の可否と手続が必要なもの

輸出できないもの	植物防疫の輸出検査が必要なもの
イネ（精米を除く） かんきつ類の生果実	◎以下の植物（苗、穂、葉、枝）は種子、果実、野菜、乾燥したものまで含む さつまいも、さといも、じゃがいも、大豆、とうもろこし（粉を除く）、トマト、小麦（粉を除く）、つばき、らっかせい、ラン植物 ◎精米

日本から加工品でない野菜、農作物を輸出する場合は、植物検疫証明が必要となる品目を除けば、日本の輸出国としての証明書取得は不要である。

ただし、残留農薬規制等はある、輸入通関の際にはチェックされないが輸入通関許可後や店頭でのサンプリングで行われている。問題があった場合には破棄や、今後の輸入禁止といった事態になるので、輸出者は安全な品目を輸出する必要がある。

ポイント

- ・イネとかんきつ類の生果実を除けば、輸出可能です。
- ・植物検疫法に抵触するもの以外は、日本で特段の手続は不要です。

加工品については、この後の「4. 加工品の手続」(P.19)を参照。

3. 水産物の手続

1) 衛生検査証明が必要

魚類は、日本からの輸入禁止品目はなく、輸入が可能であるが、水産物はタイでは輸入する際に輸出国の公的機関の衛生証明が必要とされている。ただし、日本では中国向けには保健所が発行するものの、タイ向けには衛生証明を発行する公的機関はない。したがって、法的には日本からの水産物には公的証明が無いことになり、輸入が困難になる可能性がある。

しかし、次のような方法で、実際には輸入がされている。

- ・ 検査機関の成分分析での代用

民間の検査会社による成分分析を代用。特に、輸入者からの検査指定物質が無い場合、大腸菌や生検数程度での分析結果で、通用しているのが実態。

- ・ 現地での検査ができること

タイの規定では、「輸入時に書類が不備の場合はタイ側での検査を行う」ことが可能となっており、現地での検査も可能である。

- ・ 輸入者ライセンスの代用

タイでは輸入者はあらかじめ、輸入者としてのライセンスを衛生検査省から取得している。その輸入者としての「信用」と日本産としての「信用」により、検査証を免除して輸入される。

2) 製造業者としての保健所の登録

水産物でも調理してあるものは加工品とみなされる。しかし、日本人は生で食べる習慣があるので、多少手加えられたもの（例えば塩漬け等）でも加工品でないと考える傾向があるが、反対にタイ人は生で食べる習慣がないため、生以外を加工品ととらえる傾向があり、両者の「加工品」の解釈が食い違うケースが多い。

水産物で問題になるのは切り身の冷凍品や塩漬けが、「加工品」ととらえられるケースがあることである。また、加工品か加工品でないのかが、担当官により解釈が異なるといった可能性がある（たとえばいくらのしょうゆ漬けといったものは、加工食品としてとらえやすいし、切り身の冷凍品といったものも加工品としてとられやすい）。

いったん加工品としてとらえられた場合は、次ページ（P.19）以降を参照。

ポイント

- ・ 日本からの輸出が禁止されている品目はありません。
- ・ 日本からの衛生証明が必要となるのが規定です（実態は証明書がなくても、輸入が行われていますが、輸入者との証明書の要／不要についての打合せをお勧めします。要求された場合は、日本では公的な証明書を発給する機関はないので、検査機関の証明書でよいか確認し、よい場合には、分析項目（大腸菌等）を確認するとよいでしょう）。
- ・ 冷凍・冷蔵処理をする場合は、作業工場の保健所での登録証明が必要となる場合が多くなっています。

4. 加工品の手続

タイにおいてはすべての食品で、輸入者は保健衛生局に対して輸入者登録をすることが必要となる。

その際に、食品安全の観点から輸出国で生産されることが証明されるために、輸出者は

- ・自身が安全適正に製造していること
- ・安全な材料を利用し、成分・内容が適正であること
- ・適正な製造工程であること

といった内容を証明する必要がある。

品目によっては、製造プロセスや内容物（例えば分析表）が明らかにされる必要がある（品目・詳細については第4章を参照ください）。

しかし、製造プロセスや材料の詳細を明らかにすることは、自社製品の製造ノウハウを明らかにすることにつながるのではという懸念から、輸出を断念する輸出者も多々みられる。

1) 製造工場の安全性

加工品の場合、広く輸出側の工場や生産場所が、安全・適正に製造していることの証明が要請される。その証明方法として国際基準に照らして資格・証明を取得していることが必要となる。以下のものが、認められる資格である。

- ①国際食品規格に定められた食品衛生一般原則（CODEX）
- ②HACCP
- ③ISO
- ④その他に準じる国際基準

日本の場合、HACCP、ISOを取得していなくても、保健所での製造登録証が④の「その他に準じる国際基準」として認められている。

ただし、その証明は英語かタイ語である必要があるが、通常、日本の保健所では英語のものが発行されないので、商社や輸入者に委託し現地で翻訳を行い、大使館の翻訳証明等を添付して利用することも可能である。

この証明は一度取得できれば、有効期限が1年あるので、その期間であれば一度取得すれば個々の船積ごとに要求されることはない。

ポイント

- すべての食品に保健衛生局の輸入認可が必要です。
- 品目によっては輸入認可を受けるためには、1) 製造工程、2) 成分内容、といった内容まで必要となります。
- 冷凍・冷蔵処理のみをした場合でも、作業工場の保健所での登録証明が必要となる場合が多くなっています。